

青森県報

第四百七十八号

令和四年
六月二十九日
(水曜日)

規 則

青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額）」を「当該措置入院者が入院を開始した月の属する年度（当該入院を開始した月が四月から六月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に掲げる扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を前項の所得割の額から控除するものとする。

二 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指

目 次

○青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則……………（医療業務課）…一

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………（障害福祉課）…二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………（同）…二

公 告

○令和三年度の行政文書の開示の状況の公表……………（総務学事課）…三

○令和三年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………（同）…四

○令和三年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………（環境保全課）…五

○県営土地改良事業計画の決定……………（農村整備課）…七

公 営 企 業

○知事管理漁獲可能量の公表……………（水産振興課）…七

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………（病院管理局）…八

定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、前項の所得割の額を算定するものとする。

別表中「措置入院者等の所得税額」を「市町村民税の所得割の額」に、「一、五〇〇、〇〇〇円」を「五六四、〇〇〇円」に、「一、五〇〇、〇〇〇円」を「五六四、〇〇〇円」に改める。

第三号様式中「精神保健指定医氏名」を「精神保健指定医氏名」に改める。

第七号様式から第九号様式までの規定中「氏名」を「氏名」に改める。

第十号様式中「名称」を「名称」に改める。

第十一号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第十二号様式中「医師氏名」を「医師氏名」に改める。

第十三号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第十四号様式中「矯正施設の長氏名」を「矯正施設の長氏名」に改める。

第十五号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第十八号様式中「管理者氏名」を「管理者氏名」に改める。

告示

青森県告示第三百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
名称	主たる事務所在地	名称	所在地
社会福祉法人あじさい会	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町八	外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七
社会福祉法人あじさい会	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町八	外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七
	重度訪問介護		
	居宅介護		
			令和四・六・三〇

青森県告示第三百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
東メデイカル調剤薬局	八戸市湊高台六丁目六の二一	令和四・七・一
訪問看護ステーションいしづえ五所川原	五所川原市栄町三四の六	〃
ハッピー調剤薬局弘前堅田店	弘前市大字青山一丁目一一の二	〃

青森県告示第百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

青森県

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

一般国道三三八号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事

3 収用又は使用の手続の開始をする土地

イ 収用の手続を開始する土地

青森県むつ市大字大湊字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、同市大湊上町並びに同市大湊浜町地内

ロ 使用の手続を開始する土地

青森県むつ市大字大湊字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、同市大湊上町並びに同市大湊浜町地内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所
むつ市役所

公 告

令和三年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、令和三年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	不開示	不開示却下	取下げ	検討中	
知事	2,696 (30)	2,009 (22)	477 (7)	117 (1)	4	72	17
病院事業管理者	13	12	1	0	0	0	0
議 会	15	0	9	5	1	0	0
教育委員会	165 (1)	105	23 (1)	37	0	0	0
選挙管理委員会	4	1	3	0	0	0	0
人事委員会	7	1	0	1	0	0	5
監 査 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	144 (5)	74 (2)	61 (3)	5	0	2	2
公立学校 青森県立保健大学 青森県道路公社	1	1	0	0	0	0	0
計	3,047 (36)	2,204 (24)	575 (11)	165 (1)	5	74	24

注 1 () 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計165件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは158件であり、不開示の計 (1) 件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは1件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況
(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)					
	認 容	一部認 容	棄 却	却 下	取下げ	審理中
35 (6)	1	0 (2)	0 (2)	0	9 (1)	25 (1)

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 審査請求があつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
審査請求があつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

令和三年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、令和三年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検計中
知事	55	30	22	0	0	3	0
病院事業管理者	2	2	0	0	0	0	0
教育委員会	3	1	1	1	0	0	0
警察本部長	68 (7)	2	62 (7)	2	1	0	1
計	128 (7)	35	85 (7)	3	1	3	1

注 1 () 内の数値は、前年度末に検計中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計3件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは2件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	61
病院事業管理者	32
教育委員会	6,817
人事委員会	48
警察本部長	104
公立大学法人青森県立保健大学	147
地方独立行政法人青森県産業技術センター	5
計	7,214

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)				
		訂正	一部訂正	不訂正	却下	取下げ
知事	1	0	0	1	0	0
計	1	0	0	1	0	0

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかつた。

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、なかつた。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

実 施 機 関	件 数	処理の状況(件)	
		処理済	検討中
知 事	1	1	0
計	1	1	0

2 事業者が行う個人情報取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件 数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
4	4	0

(2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

令和三年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号)第十一条の規定により、令和三年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 協議の件数

1 事前協議 六百四十九件

2 協議内容の変更の協議 四十八件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	七、二二トン
汚泥	四四、六八七トン
廃油	五〇六トン
廃酸	一、五四四トン
廃アルカリ	一、六三一トン
廃プラスチック類	八、八六七トン
紙くず	一トン
木くず	四、一五〇トン
繊維くず	二トン
動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。)	一、五四八トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	九〇五トン
金属くず	三一九トン
ガラスくず等(ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずをいう。以下同じ。)	二、〇五八トン
鉱さい	一六、五五一トン
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。)	一一、三九五トン

動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	〇トン
動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	四、二七七トン
ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。）	一、三三〇トン
感染性産業廃棄物	一、七六二トン
廃石綿等	五四二トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等及びばいじんの混合物	二、四〇〇トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	七、八五七トン
燃え殻及びばいじんの混合物	四三、六五四トン
汚泥及び廃油の混合物	九三四トン
汚泥及び金属くずの混合物	一八四トン
汚泥、廃油及び金属くずの混合物	四トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	一四トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	一一二トン
汚泥及びガラスくず等の混合物	二一トン
廃プラスチック類及び木くずの混合物	六八トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	三七四トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	四三三トン

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	二四、八七一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	二七二トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物	二七四トン
廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	一三トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びガラスくず等の混合物	一一七トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等の混合物	七四三トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	九、二八六トン
金属くず及びガラスくず等の混合物	一九トン
ガラスくず等及びがれき類の混合物	一一二トン
廃ポリ塩化ビフェニル等	五一トン
ポリ塩化ビフェニル汚染物	三六八トン
合 計	三三三、一七八トン

三 協定の締結の件数

六百四十九件

四 環境保全協力金の額

二千二百五十八万九百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、西
越地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同
条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを
提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな
らないこととされている。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場及び新郷村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、嘉
沢地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同
条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを

提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな
らないこととされている。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管
理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる特定水産資源に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年
6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとす
る。

まさば及びごまさば太平洋系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県まさば及びごまさば漁業	現行水準

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 七万二千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年五月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 八十四円七〇銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年二月九日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円